

議案第40号

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(支援員の配置等)</p> <p><b>第9条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>(1) 保育士又は大阪府の区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4第5項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。）の資格を有する者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)から(9)まで 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(支援員の配置等)</p> <p><b>第9条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>(1) 保育士又は大阪府の区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第5項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。）の資格を有する者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)から(9)まで 略</p> <p>(10) <u>5年以上事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>3及び4 略</p>

以下 略

以下 略

**第2条** 守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(支援員の配置等)</p> <p><b>第9条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)から(10)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(支援員の配置等)</p> <p><b>第9条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)から(10)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>以下 略</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。